

一号を加える。

十 港湾、駅前広場及びそれらの周辺の区域のうち、知事が指定する区域
第三条中第六号を第九号とし、第五号を第八号とし、第四号を第七号とし、
同号の前に次の二号を加える。

五 自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第五条第二項の規定に
より国定公園に指定された区域及びその周辺の区域のうち、知事が指定
する区域

六 佐賀県立自然公園条例（昭和三十三年佐賀県条例第五十号）第五条第
一項の規定により佐賀県立自然公園に指定された区域及びその周辺の区
域のうち、知事が指定する区域

第三条中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、
同条に第一号として次の一号を加える。

一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められ
た風致地区のうち、知事が指定する区域

第四条第一項中「の各号」を削り、同項に次の一号を加える。

十 景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により指定
された景観重要建造物及び同法第二十八条第一項の規定により指定され
た景観重要樹木

第十八条の見出しを「（意見の聴取）」に改め、同条第一項を次のように改
める。

知事は、次に掲げる事項について、佐賀県美しい景観づくり審議会（以
下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

一 第三条から第五条までの規定による知事の指定又は当該指定の変更若
しくは廃止

二 第五条第一項の規定による許可の基準
第十九条及び第二十条を次のように改める。

第十九条及び第二十条 削除

第二条 佐賀県屋外広告物条例の一部を次のように改正する。

第五条第一項を次のように改める。

第三条に規定する区域及び区間以外の区域（以下「許可区域」という。）
において広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で
定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

第五条の次に次の一条を加える。

（広告物特例地区）

第五条の二 知事は、規則で定めるところにより、市町長の申出に基づき、
許可区域のうち当該市町の区域内の特定の区域又は区間を、前条の規定に
よる許可の基準を変更することができる地区（以下「広告物特例地区」と
いう。）として指定することができる。

2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、佐
賀県美しい景観づくり審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かな
ければならない。

3 知事は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなけれ
ばならない。

4 前三項の規定は、広告物特例地区の指定の変更又は解除について準用す
る。

第六条第一項中「の各号」を削り、「物件」の下に「第三号に掲げるもの
にあつては、規則で定めるところによりあらかじめ知事と協議したものに限
る。」を加え、同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 国又は地方公共団体が、公共的目的をもつて、官公署の建造物及びそ
の敷地に表示し、又は設置するもの（規則で定めるものを除く。）

三 前号に掲げるもののほか、国又は地方公共団体が公共的目的をもつて
表示し、又は設置するもの

第六条第一項中第五号から第七号までを削り、第八号を第五号とし、第九号を第六号とし、第十号を削り、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第三条及び第五条の規定は、適用しない。

一 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するために自己の住所、事務所、事業所、営業所、作業場又は倉庫（以下「住所等」という。）に表示し、又は設置するもの（以下「自家用広告物等」という。）で規則で定める基準に適合するもの

二 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置するもので規則で定める基準に適合するもの

三 工事現場の板塀その他これに類する仮囲い等に表示するもので規則で定める基準に適合するもの

四 講演会、展示会、音楽会、競技会その他これらに類する催しのためにその会場のある区域に表示し、又は設置するもの

五 動物、車両又は船舶に表示し、又は設置するもの

3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第四条第一項の規定は、適用しない。

一 第四条第一項第一号から第三号までに掲げる物件に国又は地方公共団体が公共的目的をもつて表示するもの

二 第四条第一項第二号、第六号、第七号又は第十号に掲げる物件にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示し、又は当該内容を表示するために設置するもので規則で定める基準に適合するもの

三 前号に掲げるもののほか、第四条第一項各号に掲げる物件にその所有

者又は管理者が管理上の必要に基づき表示するもの
第六条に次の二項を加える。

5 次に掲げる広告物又は掲出物件であつて、規則で定めるところにより知事の許可を受けて表示し、又は設置するものについては、第三条の規定は、適用しない。

一 自家用広告物等（第二項第一号に掲げるものを除く。）

二 道標、案内図その他これらに類する広告物又は掲出物件

6 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。
第六条の次に次の一条を加える。

（自家用広告物等に係る許可等の特例）

第六条の二 知事は、自家用広告物等が第五条第一項の規定による許可の基準又は前条第二項第一号に規定する基準に適合しない場合にあつても、その形態、色彩その他の意匠が周囲の景観と調和していると認めるときは、規則で定めるところにより、第五条第一項又は前条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定を適用することができる。

2 前項の場合においては、知事は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

第七条並びに第八条第一項及び第二項中「第五条」を「第五条第一項又は第六条第五項」に改める。

第八条の二第一項中「第五条第一項又は第八条第二項」を「第五条第一項、第六条第五項又は前条第二項」に改める。

第九条、第十条第一項及び第十二条中「第五条」を「第五条第一項、第六条第五項」に改める。

第十七条中「から第五条までの規定による」を「若しくは第四条の規定による」に、「から第五条までの規定にかかわらず」を「又は第四条の規定にかかわらず」に改める。

第十八条第一項中「知事は」の下に、「第五条の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第六条の二第二項に規定するもののほか」を加え、「佐賀県美しい景観づくり審議会（以下「審議会」という。）を「審議会」に改め、同項第一号中「から第五条まで」を「又は第四条」に、「廃止」を「解除」に改め、同項第二号中「第五条第一項」の下に「又は第六条第五項」を加える。

第二十一条中「から第五条まで」を「又は第四条」に、「廃止した」を「解除した」に改める。

第二十二条の二の表中「（各号列記以外の部分に限る。）及び第二項」を「及び第二項、第六条第一項、第五項及び第六項」に改める。

別表第一中「（雑種以外のもの）」を「又は広中雑種」に改め、「畜産又は立木雑種（雑種のもの）」を削り、「8,000円」を「9,800円」に改め、同表の注の2を次のように改める。

2 許可期間が1年を越える場合は、1年（1年未満の場合は、1年とする。）につき、この表に定める額に5割を加算する。

別表第一の注の3を削る。

（佐賀県美しい景観づくり条例の一部改正）

第三条 佐賀県美しい景観づくり条例（平成二十年佐賀県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 審議会は、この条例及び佐賀県屋外広告物条例（昭和三十九年佐賀県条例第四十三号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理するものとする。

第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

（部会）

第十三条 審議会は、専門的な事項を調査審議するため、部会を置くことが

できる。

2 部会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 審議会委員

二 当該専門事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する者

3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。ただし、第一条、第三条及び次項の規定は、平成二十一年四月一日から施行する。

（準備行為）

2 第二条の規定による改正後の佐賀県屋外広告物条例（以下「改正後の条例」という。）第五条第一項又は第六条第五項の規定による許可の基準については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、佐賀県美しい景観づくり審議会の意見を聴くことができる。

（既存広告物又は掲出物件に関する経過措置）

3 この条例の施行の際現に改正後の条例第五条第一項の規定により新たに広告物を表示し、又は掲出物件を設置することについて許可を要することとされた区域に適法に表示されている広告物又は設置されている掲出物件（次項に規定するものを除く。）については、施行日から三年間（この条例による改正前の佐賀県屋外広告物条例（以下「改正前の条例」という。）の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間）は、改正後の条例第五条第一項の規定にかかわらず、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置することができる。その者がその期間内に同項の規定による許可を申請した場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も同様とする。

改正後	改正前
<p>（禁止区域等）</p> <p>第三条 次に掲げる区域及び区間においては、 広告物又は掲出物件（第十二号に掲げる区域においては、規則で定める広告物又は掲出物件に限る。）を表示し、又は設置してはならない。</p> <p>一 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められた風致地区のうち、知事が指定する区域</p> <p>二 四略</p> <p>五 自然公園法（昭和三十三年法律第百六十一号）第五条第二項の規定により国定公園に指定された区域及びその周辺の区域のうち、知事が指定する区域</p> <p>六 佐賀県立自然公園条例（昭和三十三年佐賀県条例第五十号）第五条第一項の規定により佐賀県立自然公園に指定された区域及びその周辺の区域のうち、知事が</p>	<p>（禁止区域等）</p> <p>第三条 次の各号に掲げる区域及び区間においては、 広告物又は掲出物件（第八号に掲げる区域においては、規則で定める広告物又は掲出物件に限る。）を表示し、又は設置してはならない。</p> <p>一 三略</p>
<p>（禁止物件等）</p> <p>第四条 次に掲げる物件には、 広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>一 九略</p> <p>十 景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第二十八条第一項の規定により指定された景観重要樹木</p> <p>2 略</p> <p>（意見の聴取）</p> <p>第十八条 知事は、次に掲げる事項について、佐賀県美しい景観づくり審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。</p> <p>一 第三条から第五条までの規定による知事の指定又は当該指定の変更若しくは廃止</p> <p>二 第五条第一項の規定による許可の基準</p> <p>2 略</p>	<p>（禁止物件等）</p> <p>第四条 次の各号に掲げる物件には、 広告物を表示し、又は掲出物件を設置してはならない。</p> <p>一 九略</p> <p>四 六略</p> <p>七 八略</p> <p>九 略</p> <p>（審議会）</p> <p>第十八条 県に、佐賀県屋外広告物審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p>2 略</p>
<p>4 施行日前に改正前の条例第六条の規定が適用されていた広告物又は掲出物件であつて、施行日以後に改正後の条例第六条の規定が適用されないものについては、施行日から三年間は、改正後の条例第三条から第五条の二までの規定にかかわらず、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置することができる。その者がその期間内に改正後の条例第五条第一項又は第六条第五項の規定による許可を申請した場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分があるまでの間も同様とする。（罰則に関する経過措置）</p> <p>5 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>参考資料 第一条（佐賀県屋外広告物条例の一部改正）に係る新旧対照表</p>	

<p>第十九条及び第二十条 削除</p>	<p>第十九条 審議会は、委員十五人以内で組織し、次の各号に掲げる者の中から知事が任命する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 県議会の議員 二 関係行政機関の職員 三 観光及び商工業の関係者 四 労働組合の関係者 五 学識経験者 六 前各号に掲げる者のほか知事が必要があると認める者 2 委員の任期は二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 前二項の規定にかかわらず、知事は、一定の地域、物件等における広告物又は掲出物件について審議会が調査審議する必要があると認めるときは、別に任期を定めて委員を任命することができる。 <p>第二十条 次の各号に掲げる事項については、知事は、審議会の意見を聞かなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 第三条から第五条までの規定による知事の指定又は当該指定の変更若しくは廃止 二 第五条の規定による許可の基準 				
<p>第二条 (佐賀県屋外広告物条例の一部改正)に係る新旧対照表</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="336 174 384 638">改正後</td> <td data-bbox="108 174 336 638"> <p>第五条 (許可区域等) 第三条に規定する区域及び区間以外の区域(以下「許可区域」という。)において広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところに</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 638 384 1099">改正前</td> <td data-bbox="108 638 336 1099"> <p>第五条 (許可区域等) 第三条の規定により禁止される区域及び区間を除き、次の各号に掲げる区間及び区域において広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可</p> </td> </tr> </table>	改正後	<p>第五条 (許可区域等) 第三条に規定する区域及び区間以外の区域(以下「許可区域」という。)において広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところに</p>	改正前	<p>第五条 (許可区域等) 第三条の規定により禁止される区域及び区間を除き、次の各号に掲げる区間及び区域において広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可</p>	<p>より、知事の許可を受けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 道路のうちで、知事が指定する区間 二 道路又は鉄道から展望することができる地域のうちで、知事が指定する区域 三 港湾、駅前広場及びそれらの付近の地域のうちで、知事が指定する区域 四 前三号に掲げるもののほか、景観上重要な区域として知事が指定する区域 <p>2・3 略</p>
改正後	<p>第五条 (許可区域等) 第三条に規定する区域及び区間以外の区域(以下「許可区域」という。)において広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、規則で定めるところに</p>				
改正前	<p>第五条 (許可区域等) 第三条の規定により禁止される区域及び区間を除き、次の各号に掲げる区間及び区域において広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、知事の許可</p>				
<p>第六条 (適用除外) 次に掲げる広告物又は掲出物件(第三号に掲げるものにあつては、規則で定めるところによりあらかじめ知事と協議したものに限り。)については、第三条から前条までの規定は、適用しない。</p>	<p>(広告物特例地区)</p> <p>第五条の二 知事は、規則で定めるところにより、市町長の申出に基づき、許可区域のうち当該市町の区域内の特定の区域又は区間を、前条の規定による許可の基準を変更することができる地区(以下「広告物特例地区」という。)として指定することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 2 知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、佐賀県美しい景観づくり審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。 3 知事は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。 4 前三項の規定は、広告物特例地区の指定の変更又は解除について準用する。 				
<p>第六条 (適用除外) 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第三条から前条までの規定は、適用しない。</p>	<p>をを受けなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 道路のうちで、知事が指定する区間 二 道路又は鉄道から展望することができる地域のうちで、知事が指定する区域 三 港湾、駅前広場及びそれらの付近の地域のうちで、知事が指定する区域 四 前三号に掲げるもののほか、景観上重要な区域として知事が指定する区域 <p>2・3 略</p>				

<p>2 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第三条及び第五条の規定は、適用しない。</p> <p>一 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するために自己の住所、事務所、事業所、営業所、作業場又は倉庫（以下「住所等」という。）に表示し、又は設置す</p>	<p>一 略</p> <p>二 国又は地方公共団体が、公共的目的をもつて、官公署の建造物及びその敷地に表示し、又は設置するもの（規則で定めるものを除く。）</p> <p>三 前号に掲げるもののほか、国又は地方公共団体が公共的目的をもつて表示し、又は設置するもの</p> <p>四 略</p>
<p>五・六 略</p>	<p>一 略</p> <p>二 国又は地方公共団体が、その事務又は事業について、公共の利益のために表示し、又は設置するもの</p> <p>三 国及び地方公共団体以外の者が、公共の利益又は公衆の利便のために表示し、又は設置するもの</p> <p>四 略</p> <p>五 自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するために、自己の住所、事務所、事業所、営業所、作業場又は倉庫（以下「住所等」という。）に表示し、又は設置するもの</p> <p>六 自己の管理する土地又は物件に、管理上の必要に基づき表示し、又は設置するもの</p> <p>七 講演会、展示会、音楽会、競技会その他これらに類する催しのためのもので、その会場のある区域に表示し、又は設置するもの</p> <p>八・九 略</p> <p>十 動物、車両又は船舶に表示し、又は設置するもの</p>
<p>5 次に掲げる広告物又は掲出物件であつて、規則で定めるところにより知事の許可を受</p>	<p>るもの（以下「自家用広告物等」という。）で規則で定める基準に適合するもの</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置するもので規則で定める基準に適合するもの</p> <p>三 工事現場の板塀その他これに類する仮囲い等に表示するもので規則で定める基準に適合するもの</p> <p>四 講演会、展示会、音楽会、競技会その他これらに類する催しのためにその会場のある区域に表示し、又は設置するもの</p> <p>五 動物、車両又は船舶に表示し、又は設置するもの</p> <p>3 次に掲げる広告物又は掲出物件については、第四条第一項の規定は、適用しない。</p> <p>一 第四条第一項第一号から第三号までに掲げる物件に国又は地方公共団体が公共的目的をもつて表示するもの</p> <p>二 第四条第一項第二号、第六号、第七号又は第十号に掲げる物件にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示し、又は当該内容を表示するために設置するもので規則で定める基準に適合するもの</p> <p>三 前号に掲げるもののほか、第四条第一項各号に掲げる物件にその所有者又は管理者が管理上の必要に基づき表示するもの</p> <p>4 略</p>
<p>2 略</p>	

けて表示し、又は設置するものについては、第三条の規定は、適用しない。

一 自家用広告物等（第二項第一号に掲げるものを除く。）

二 道標、案内図その他これらに類する広告物又は掲出物件

6 第五条第二項及び第三項の規定は、前項の許可について準用する。

（自家用広告物等に係る許可等の特例）

第六条の二 知事は、自家用広告物等が第五条第一項の規定による許可の基準又は前条

第二項第一号に規定する基準に適合しない場合にあつても、その形態、色彩その他の

意匠が周囲の景観と調和していると認めるときは、規則で定めるところにより、第五

条第一項又は前条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定を適用することができる。

2 前項の場合においては、知事は、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

（許可の条件及び期間）

第七条 知事は、第五条第一項又は第六条第五項の規定による許可を行う場合において

は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止する

ために、必要な条件を付することができる。

2 第五条第一項又は第六条第五項の規定による許可の期間は、三年を超えることができない。

（変更等の許可）

第八条 第五条第一項又は第六条第五項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る

広告物又は掲出物件について、改造その他の変更をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2 第五条第一項又は第六条第五項の規定による許可を受けた者が、期間満了後さらに

継続して広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

3 略

（管理者の設置等）

第八条の二 第五条第一項、第六条第五項又は前条第二項の規定による許可を受けた者

は、当該許可に係る広告物又は掲出物件（規則で定める広告物又は掲出物件を除く。）

を管理する者（以下「管理者」という。）を置かなければならない。

2 略

（許可の表示）

第九条 第五条第一項、第六条第五項又は第八条第一項若しくは第二項の規定により許可を受けた者（以下

「許可を受けた者」という。）は、当該許可に係る広告物又は掲出物件に、許可を受けたことを示す証票を

付け、又は検印を受けなければならない。

（手数料）

第十条 第五条第一項、第六条第五項若しくは第八条第一項若しくは第二項に規定する

（変更等の許可）

第八条 第五条の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物又は掲出物件に

ついて、改造その他の変更をしようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

2 第五条の規定による許可を受けた者が、期間満了後さらに継続して広告物を表示し、

又は掲出物件を設置しようとするときは、知事の許可を受けなければならない。

3 略

（管理者の設置等）

第八条の二 第五条第一項又は第八条第二項の規定による許可を受けた者は、当該許可

に係る広告物又は掲出物件（規則で定める広告物又は掲出物件を除く。）を管理する

者（以下「管理者」という。）を置かなければならない。

2 略

（許可の表示）

第九条 第五条又は第八条第一項若しくは第二項の規定により許可を受けた者（以下

「許可を受けた者」という。）は、当該許可に係る広告物又は掲出物件に、許可を受けたことを示す証票を付け、又は検印を受け

なければならない。

（手数料）

第十条 第五条若しくは第八条第一項若しくは第二項に規定する許可又は第十七条の二

許可又は第十七条の二第一項若しくは第三項に規定する登録を受けようとする者は、別表第一又は別表第二に定める手数料を、当該許可又は当該登録の申請の際に納付しなければならない。

2 略

(措置命令)

第十二条 知事は、第五条第一項、第六条第五項又は第八条第一項若しくは第二項の規定により許可を受けて表示された広告物若しくは設置された掲出物件又は第六条（第一項第一号を除く。）の規定に該当して表示された広告物若しくは設置された掲出物件が、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合は、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置した者に対し、良好な景観若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、期間を定めて必要な措置（除却を除く。）を命ずることができる。

一 三 略

(法律等による指定の際の救済措置)

第十七条 第三条に規定する法律の規定に基づく指定があつた際又は第三条若しくは第四条の規定による知事の指定があつた際、当該区域若しくは区間又は物件に現に表示されている広告物の表示又は設置されている掲出物件の設置が、第三条に規定する法律の規定に基づく指定又は第三条若しくは第四条の規定による知事の指定のあつた日の前日において適法になされていたもので、

第一項若しくは第三項に規定する登録を受けようとする者は、別表第一又は別表第二に定める手数料を、当該許可又は当該登録の申請の際に納付しなければならない。

2 略

(措置命令)

第十二条 知事は、第五条又は第八条第一項若しくは第二項の規定により許可を受けて表示された広告物若しくは設置された掲出物件又は第六条（第一項第一号を除く。）の規定に該当して表示された広告物若しくは設置された掲出物件が、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合は、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置した者に対し、良好な景観若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、期間を定めて必要な措置（除却を除く。）を命ずることができる。

一 三 略

(法律等による指定の際の救済措置)

第十七条 第三条に規定する法律の規定に基づく指定があつた際又は第三条から第五条までの規定による知事の指定があつた際、当該区域若しくは区間又は物件に現に表示されている広告物の表示又は設置されている掲出物件の設置が、第三条に規定する法律の規定に基づく指定又は第三条から第五条までの規定による知事の指定のあつた日の前日において適法になされていたもので、

当該指定により違法となるものについては、当該指定の日から三年間（この条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間）は、第三条又は第四条の規定にかかわらず、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置することができる。この場合において、当該指定の日から三年以内の許可の申請があつた場合に限り、その期間が経過しても当該申請に対する処分がある日までは、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置することができる。

(意見の聴取)

第十八条 知事は、第五条の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）又は第六条の二第二項に規定するもののほか、次に掲げる事項について、審議会の意見を聴かなければならない。

- 一 第三条又は第四条の規定による知事の指定又は当該指定の変更若しくは解除
- 二 第五条第一項又は第六条第五項の規定による許可の基準

(公示)

第二十一条 知事は、第三条又は第四条の規定による指定をし、又はその指定を変更し、若しくは解除したときは、その旨を公示しなければならない。

(事務処理の特例)

当該指定により違法となるものについては、当該指定の日から三年間（この条例の規定による許可を受けていたものにあつては、当該許可の期間）は、第三条から第五条までの規定にかかわらず、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置することができる。この場合において、当該指定の日から三年以内の許可の申請があつた場合に限り、その期間が経過しても当該申請に対する処分がある日までは、当該広告物を表示し、又は当該掲出物件を設置することができる。

(意見の聴取)

第十八条 知事は、次に掲げる事項について、佐賀県美しい景観づくり審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

- 一 第三条から第五条までの規定による知事の指定又は当該指定の変更若しくは廃止
- 二 第五条第一項の規定による許可の基準

(公示)

第二十一条 知事は、第三条から第五条までの規定による指定をし、又はその指定を変更し、若しくは廃止したときは、その旨を公示しなければならない。

(事務処理の特例)

第二十二條の二 武雄市の区域におけるこの
 条例の次の表の上欄に掲げる規定の適用に
 ついては、これらの規定中同表の中欄に掲
 げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる
 字句に読み替えるものとする。

略	第五條第一項及び第二項、第 六條第一項、第五項及び第六 項、第七條第一項、第八條第 一項及び第二項、第八條の三、 第十二條、第十三條、第十四 條第三項、第十四條の二、第 十五條並びに第十五條の二第 二項	知事 長 武雄市
---	--	-------------

第二十二條の二 武雄市の区域におけるこの
 条例の次の表の上欄に掲げる規定の適用に
 ついては、これらの規定中同表の中欄に掲
 げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる
 字句に読み替えるものとする。

略	第五條第一項（各号列記以外 の部分に限る。）及び第二項、 第七條第一項、第八條第一項 及び第二項、第八條の三、第 十二條、第十三條、第十四條 第三項、第十四條の二、第十 五條並びに第十五條の二第二 項	知事 長 武雄市
---	---	-------------

参考資料

第三条（佐賀県美しい景観づくり条例の一部改正）に係る新旧対照表

改正後

第十一条略
（審議会）

別表第一（第10条関係）

種 類	区 分	単 位	金額（円）
1 略		略	略
2 立看板又は広告旗			
3～5 略			
6 はり札	略		
7・8 略	50.0平方メートル以上については、50.0平方メートルを9,800円とし、50.0平方メートルに1平方メートルを増すごとに		

(注) 1 略
 2 許可期間が1年を超える場合は、1年（1年未満の場合は、1年とする。）につき、この表に定める額に5割を加算する。

改正前

第十一条略
（審議会）

別表第一（第10条関係）

種 類	区 分	単 位	金額（円）
1 略		略	略
2 立看板（建植以外のもの）			
3～5 略			
6 はり札、看板又は立看板（建植のもの）	略		
7・8 略	50.0平方メートル以上については、50.0平方メートルを8,000円とし、50.0平方メートルに1平方メートルを増すごとに		

(注) 1 略
 2 第1号、第2号、第6号（立看板を除く。）又は第7号が第5号と競合する場合の手数料の額は、第1号にあつては第1号に、第2号、第6号及び第7号にあつては第5号にそれぞれよる。
 3 第1号、第3号、第6号（看板及び立看板を除く。）又は第7号が第4号と競合する場合の手数料の額は、第4号による。

2 審議会は、この条例及び佐賀県屋外広告物条例（昭和三十九年佐賀県条例第四十三号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理するものとする。

3・4 略

（部会）

第十三条 審議会は、専門的な事項を調査審議するため、部会を置くことができる。

2 部会は、次に掲げる者をもって構成する。

一 審議会委員

二 当該専門事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する者

3 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

第十四条 略

2・3 略

第十三条 略

購読料 一か年三二、二〇〇円（送料共）
 申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成二十一年三月二十五日印刷及び発行
 発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週火金曜日
 印刷社 (株)佐賀印刷社